

令和 6 年

第 1 回西秋川衛生組合議会定例会

会 議 録

令和 6 年 2 月

西 秋 川 衛 生 組 合

令和6年第1回西秋川衛生組合議会
定 例 会

2月19日（月曜日）

出席議員（13名）

1 番 窪島 成一 議員	2 番 関口えり子 議員
3 番 大久保昌代 議員	5 番 中村 一広 議員
6 番 中村のりひと議員	7 番 下向 辰法 議員
8 番 大澤 弘子 議員	9 番 埴 康平 議員
10 番 嶋崎佐有理 議員	11 番 田中 惣一 議員
12 番 原島 幸次 議員	13 番 澤本 幹男 議員
14 番 大澤由香里 議員	

欠席議員（ 0名）

出席説明員

管 理 者	中嶋 博幸 君
副管理者	田村みさ子 君
副管理者	吉本 昂二 君
副管理者	師岡 伸公 君
あきる野市環境農林部生活環境課長	橋本 賢 君
日の出町生活安全安心課長	野口 誠 君
檜原村産業環境課長	坂本 雅人 君
奥多摩町環境整備課環境担当主幹	原島 保 君

事務局出席説明員

事務局長	田中 紀秀 君
事務局次長	榎本 和生 君
庶務係長	乙訓 茂 君
庶務係主任	青木 克泰 君

令和6年第1回西秋川衛生組合議会定例会議事日程

令和6年2月19日（月）午前10時00分開議

日 程	番 号	件 名
日程第1		議席の指定
日程第2		会議録署名議員の指名
日程第3		会期の決定
日程第4		諸般の報告
日程第5		副議長の選挙
日程第6	専決第1号	専決処分した西秋川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について
日程第7	議案第1号	西秋川衛生組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第2号	令和5年度西秋川衛生組合会計補正予算（第2号）
日程第9	議案第3号	令和6年度西秋川衛生組合構成市町村負担金について
日程第10	議案第4号	令和6年度西秋川衛生組合会計予算

○議長（窪島 成一議員） 皆さん、こんにちは。

令和6年第1回西秋川衛生組合議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

気温はまだまだ低いとはいえ、少しずつ春の到来が感じられる今日この頃でございます。議員各位におかれましては、公私ともに御多忙中、本定例会に御参集をいただき、開会できますことに対し、心から御礼申し上げます。

さて、本定例会に提出される諸議案につきましては、後ほど管理者から説明がございしますが、議員各位におかれましては、円滑に議事が進められるよう御審議いただきたくお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は13名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

————— ◇ —————

○議長（窪島 成一議員） 日程第1、議席の指定を行います。

奥多摩町議会から選出されました3名の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、原島幸次議員を12番、澤本幹男議員を13番、大澤由香里議員を14番に指定いたします。

————— ◇ —————

○議長（窪島 成一議員） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、西秋川衛生組合議会会議規則第79条の規定により、議長において、6番中村のりひと議員、7番下向辰法議員を指名いたします。

————— ◇ —————

○議長（窪島 成一議員） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（窪島 成一議員） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日といたします。

◇

○議長（窪島 成一議員） 日程第4、諸般の報告をいたします。

議長としての報告でございます。

管理者から付議された案件は、専決1件、議案第1号から議案第4号までの4件でございます。また、関係議案の資料につきましては、配付のとおりでございます。

次に、管理者から発言の申出がありますので、許可いたします。管理者。

○管理者（中嶋 博幸君） おはようございます。

令和6年第1回西秋川衛生組合議会定例会が開催されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

2月とは思えないような陽気が続いておりますが、また今週末から冷え込む日が続くという予報でございますので、皆様方におかれましては体調管理に十分お気をつけ願いたいと思います。

議員の皆様方におかれましては、御多忙の中を本定例会に御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、当組合の運営でございますが、20年間にわたりますごみ処理施設運営・維持管理業務委託契約の半分が経過するところであり、また、第2御前石最終処分場再生事業につきましては、掘り起こし業務が終了したところであります。これらを踏まえ、施設更新などを含めた今後の施設や運営の在り方について、検討を始めていかなければならないと認識しております。検討に当たっては、社会情勢の動向を注視するとともに、地元住民の皆様のご意向なども伺いながら進めていきたいと考えておりますので、引き続き御指導、御協力をお願い申し上げます。

本日の案件であります。専決1件、議案4件を提出しております。内容につきましては、順次御説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶及び報告とさせていただきます。

貴重な時間をどうもありがとうございました。

◇

○議長（窪島 成一議員） 日程第5、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(窪島 成一議員) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名推選の方法については、議長が指名することにしたいと思
います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(窪島 成一議員) 御異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に13番澤本幹男議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました澤本幹男議員を副議長の当選人と
定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(窪島 成一議員) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました13番澤本幹男議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました澤本幹男議員が議場におられますので、会議規
則第31条第2項の規定により、当選を告知いたします。

これにて選挙を終わります。

それでは、澤本幹男議員より就任の御挨拶をお願いいたします。

○13番(澤本 幹男議員) ただいま議員各位の御推挙を賜りまして、西秋川衛生組合
議会副議長に就くこととなりました、奥多摩町議会からの選出の澤本幹男でござい
ます。

誠に光栄に存じますとともに、その責任の重さに身が引き締まる思いであります。
今後は、副議長の職務を遂行し、窪島議長の補佐役として、組合の推進と議会の公正
かつ円滑な運営に誠実に努めてまいり所存でございますので、前副議長と同様、格別
の御協力をお願い申し上げまして、就任の御挨拶とさせていただきます。よろしくお
願いします。

◇

○議長(窪島 成一議員) 日程第6、専決第1号、専決処分した西秋川衛生組合一般職

の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認についての件を議題といたします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（中嶋 博幸君） ただいま上程されました専決第1号について、御説明を申し上げます。

本件につきましては、東京都人事委員会の勧告に伴うあきる野市職員の給与改定に準じて規定を整備する必要が生じたため、令和5年11月29日付をもって専決処分いたしましたので、御報告を申し上げ、承認を求めますのでございます。

内容につきましては、事務局長から説明をさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りますよう、お願いいたします。

○事務局長（田中 紀秀君） それでは、御説明させていただきます。

議案書を御覧ください。専決第1号議案書の裏面が専決処分書になります。その右側のページが改正条文となっております。

本件につきましては、東京都人事委員会の勧告に準じまして、職員の給与を改定するものでございます。

改正内容につきまして御説明させていただきます。

第1条につきましては、今回の勧告で示されました勤勉手当0.1月分を、令和5年度は12月期の勤勉手当で引き上げるため、第23条第2項中3級職員以下の「100分の107.5」を「100分の117.5」に、4級職員の「100分の127.5」を「100分の137.5」に改め、再任用職員については、0.05月分引き上げることから、3級以下の「100分の52.5」を「100分の57.5」に、4級職の「100分の62.5」を「100分の67.5」に改めるものでございます。さらに、一般職及び業務職の給料月額を0.88%引き上げることから、別表第1及び別表第1の2、それぞれの給料表を改めるものでございます。

第2条につきましては、勤勉手当0.1月の増額分を、令和6年度以降は6月期と12月期に0.05月ずつ配分するため、先ほど御説明いたしました改正後の第23条第2項中「100分の117.5」を「100分の112.5」に、「100分の137.5」を「100分の132.5」に改め、再任用職員の引上げ分の勤勉手当0.05月についても、令和6年度以降は6月期と12月期に0.025月ずつ配分するため、「100分の57.5」を「100分の55」に、「100分の67.5」を「100分の65」に改めるものでございます。

附則でございますが、第1条の規定については公布の日から、第2条の規定については令和6年4月1日から施行するもので、このうち第1条の別表の改正規定については、令和5年4月1日に遡って適用するものでございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

以上でございます。

○議長（窪島 成一議員） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（窪島 成一議員） 質疑なしと認めます。

これより専決第1号、専決処分した西秋川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（窪島 成一議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

————— ◇ —————

○議長（窪島 成一議員） 日程第7、議案第1号、西秋川衛生組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（中嶋 博幸君） ただいま上程されました議案第1号について、御説明申し上げます。

本議案につきましては、職員との均衡を図るため、会計年度任用職員の期末手当を改定することから、規定を整備するものでございます。

内容につきましては、事務局長から説明をさせますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（窪島 成一議員） 事務局長。

○事務局長（田中 紀秀君） それでは、内容について御説明いたします。

本議案につきましては、東京都人事委員会の勧告に準ずる職員の給与改定に合わ

せ、職員との均衡を図るため、会計年度任用職員の期末手当を0.05月分引き上げることから、規定を整備するものでございます。

令和6年度に支給する期末手当について、均等の月数分を支給することとするため、第6条第2項中の「100分の70」を「100分の72.5」に改めるものでございます。

附則でございます。令和6年4月1日から施行するものでございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（窪島 成一議員） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

中村議員。

○6番（中村のりひと議員） 今現在、対象になる方、会計年度任用職員の方はいるのかどうか。そして、4月1日からということで、その時点で対象になられる方はいるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（窪島 成一議員） 事務局長。

○事務局長（田中 紀秀君） ただいまの御質問にお答えいたします。

ただいま会計年度任用職員は、西秋川衛生組合において雇用はしておりません。また、4月1日からも予定はございません。

しかしながら、今後、職員の高齢化が見込まれていて、退職者が相次いでいく状況の中で、今後こういう事態もあり得るということで、規定のほうは整備していこうというところで、今回上程させていただいたところでございます。

以上でございます。

○6番（中村のりひと議員） ありがとうございます。

大丈夫です。

○議長（窪島 成一議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（窪島 成一議員） これをもって質疑を終了とします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（窪島 成一議員） 討論なしと認めます。

これより議案第1号、西秋川衛生組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末

手当に関する条例の一部を改正する条例の件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(窪島 成一議員) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○議長(窪島 成一議員) 日程第8、議案第2号、令和5年度西秋川衛生組合会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者(中嶋 博幸君) ただいま上程されました議案第2号について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の補正額はそれぞれ3352万4000円を減額し、補正後の予算総額を14億4285万4000円とするものでございます。

内容につきましては、事務局長から説明をさせますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長(窪島 成一議員) 事務局長。

○事務局長(田中 紀秀君) それでは、議案第2号、令和5年度西秋川衛生組合会計補正予算(第2号)について、御説明させていただきます。

歳入につきまして、補正予算書8ページ、9ページをお開きください。

款02使用料及び手数料の補正額669万8000円の増額でございます。右ページの説明欄のとおり、廃棄物処理手数料収入の増額が見込まれるためでございます。

次に、款03繰入金4988万4000円の減額でございます。こちらは昨年度までですと款01の負担金を減額しておりましたが、当初予算上程の際に御説明させていただきましたとおり、今年度から負担金平準化のための基準額を定めたことから、施設運営基金からの繰入金を減額するものでございます。要因といたしましては、歳入における増額及び歳出における執行見込額の確定によるものでございます。

次に、05諸収入の補正額966万2000円の増額でございます。右ページ説明欄のとおり、有価物売却代、特にペットボトルの搬出金収入の増加が見込まれるためでございます。また、最終処分場再生事業等運営に伴う電気料収入6万円でございますが、令

和5年度から委託しました事業の業務の範囲において発生した電気料を委託事業者の負担分として収入するものでございます。

次に、めくっていただきまして10ページ、11ページを御覧ください。歳出でございます。

まず、款02総務費、目01組合事務所費の補正額87万6000円の増額でございます。主な内訳、右ページの説明欄03施設管理経費につきましては、緑地管理業務委託料の契約額の確定に伴い生じた契約差金の減額でございます。

40一般職員人事管理経費及び41再任用職員管理経費につきましては、給与の改定による増額でございます。

45地元対策経費の地域振興事業あきる野市負担金につきましては、網代橋撤去工事設計委託料の国及び東京都補助金の補助率が下がったことによる増額でございます。

次に、款03廃棄物処理費、目01ごみ処理施設管理費の補正額は2991万4000円の減額でございます。内訳につきましては、右ページの説明欄01ごみ処理管理経費につきまして、各業務委託の今後の執行見込額を算出して減額するものでございます。

次に、目02最終処分場施設管理経費の補正額は343万6000円の減額でございます。内訳は右ページ説明欄01最終処分場経費につきまして、燃料費及び光熱水費の今後の執行見込額を算出し、減額するものでございます。

02公害防止対策経費につきましては、環境調査業務委託におきまして契約額の確定に伴い生じた契約差金を減額するものでございます。

03施設維持管理経費につきましても、契約額の確定に伴い生じた契約差金の減額でございます。

次に、目03し尿処理施設管理費、補正額105万円の減額でございます。内訳は右ページの03施設維持管理経費につきまして、光熱水費及び委託料の今後の執行見込額を算出し、減額するものでございます。

40一般職人事管理経費につきましては、給与の改定による増額でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（窪島 成一議員） 質疑ありませんか。

中村議員。

○6番（中村のりひと議員） 9ページの有価物売却代追加の960万2000円のところで、今、御説明がありましたけれども、ペットボトルが主というところなのですけれども、実際に960万円のうちのペットボトルの占める金額部分と、ほかの有価物というのはどのようなものがあるのか教えていただければと思います。

○議長（窪島 成一議員） 事務局長。

○事務局長（田中 紀秀君） こちらの内訳のほうを若干御説明させていただきます。

ペットボトルにつきましては、全体の2割程度になると思っております。全体で毎年2000万円程度です。もっとほかに占めるものにつきましては、一番多いのが紙類でございます。新聞、段ボールです。あとは鉄というところがございますが、紙類と鉄類につきましては、単価の増減で大分予算のほうは前後しますけれども、一番高いところから若干落ち着きを取り戻していったというところで、今、ほぼ横ばいという感じになっております。ですので、この補正額のほうには、割合を多く占めます紙類はほぼ横ばい、増額分はおおむねペットボトルであるというふうに認識しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（窪島 成一議員） 中村議員。

○6番（中村のりひと議員） ありがとうございます。960万円の追加の部分もペットボトルが2割ぐらいという考えでよろしいのでしょうか。今、事務局長から、全体として2000万円程度で、そのうち2割がペットボトルということなのですけれども、この960万円に関しても、2割程度がペットボトルということでしょうか。確認です。

○議長（窪島 成一議員） 事務局長。

○事務局長（田中 紀秀君） 説明がまどろっこしくて申し訳ございませんでした。

全体の割合としては2割なのですけれども、今回に関しましては鉄、段ボールはおおむね横ばい、若干増ぐらいで推移しているところがございます。ですので、この960万円につきましては、8割方ペットボトルの増額分というふうに御理解いただければと思っております。

以上でございます。

○6番（中村のりひと議員） ありがとうございます。

○議長（窪島 成一議員） ほかにございませんか。

嶋崎議員、どうぞ。

○10番（嶋崎佐有理議員） 11ページになります。公害防止対策経費及び施設維持管理経費の中で質問がございます。環境調査、それぞれございますけれども、こちらは減額になっておりますが、調査内容が変わったのでしょうか、それとも何か減額の理由が分かりましたらお示してください。お願いします。

○議長（窪島 成一議員） 事務局長。

○事務局長（田中 紀秀君） お答えいたします。

公害防止対策経費につきましては、契約差金でございます。調査内容は変わらず、入札した結果、見込みの予算よりも安く入札ができたので、その差金ということで減額するものでございます。

以上でございます。

○10番（嶋崎佐有理議員） ありがとうございます。承知いたしました。

○議長（窪島 成一議員） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（窪島 成一議員） これをもって質疑を終了といたします。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（窪島 成一議員） 討論なしと認めます。

これより議案第2号、令和5年度西秋川衛生組合会計補正予算（第2号）の件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（窪島 成一議員） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○議長（窪島 成一議員） 日程第9、議案第3号、令和6年度西秋川衛生組合構成市町村負担金について及び日程第10、議案第4号、令和6年度西秋川衛生組合会計予算の2件を一括議題といたします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（中嶋 博幸君） ただいま一括上程されました議案第3号及び議案第4号について、御説明申し上げます。

議案第3号につきましては、令和6年度の西秋川衛生組合構成市町村負担金を11億7600万円に定めるものでございます。

次の議案第4号は、令和6年度西秋川衛生組合会計予算でございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億9055万2000円とするものでございます。

内容につきましては、事務局長から説明をさせますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（窪島 成一議員） 事務局長。

○事務局長（田中 紀秀君） それでは、御説明いたします。

まず、議案第3号、令和6年度西秋川衛生組合構成市町村負担金についてでございます。こちらは令和5年度から負担金平準化のため、施設運営基金からの繰入金を算出に加えておりますので、併せて御説明させていただきます。

負担金総額は、合計欄のとおり11億7600万円でございます。各市町村の負担金につきましては記載のとおりでございます。

算出基礎につきましては、次のページ、別紙を御覧ください。めくりますと、ごみ処理に係る負担金というのがございますが、こちらの算出基礎でございます。表の上段、内訳のとおり、割合につきましては、平等割10%、人口割30%、利用割60%となっております。その隣の欄、※(1)計(基礎額)としまして、合計で11億662万8000円という数字を基礎額として記載させていただいております。こちらが今申し上げました算出基礎に基づく金額となります。構成市町村ごとの基礎額及び負担割合は記載のとおりでございます。

その右の欄、※(2)負担金(基準額)、こちらを御覧いただきたいと思えます。こちらは平準化をしました基準額ということになってございます。事務局と構成市町村で協議、検討した結果、直近4年間の負担金の額の平均額を当面の間、基準額としましょうというふうに決定したもので、こちらの合計金額が10億1900万円となります。こちらが本議案で提出いたしました負担金の金額となります。

その右の欄の※(3)差額でございますが、こちらが算出基礎に基づく※(1)の基礎額から※(2)の基準額を差し引いたもので、合計欄が8762万8000円というふうに

なります。こちらは負担金を平準化するために、施設整備基金から繰り入れるという金額になってございます。

次のページをお開きいただきますと、同じくし尿処理に係る負担金の算出という表がございませう。表の上段の内訳でございませうが、こちらに関しましての割合は、平等割5%、利用割95%となっております。

※(1)の基礎額の合計2億5639万2000円となりまして、その右の欄が負担割合となっております。

隣の※(2)負担金(基準額)及びその隣の※(3)差額の算出方法につきましては、先ほど御説明しましたごみ処理と同様で、負担金(基準額)の合計額は1億5700万円、基金から繰り入れる合計額は9939万2000円となります。

なお、算出基礎の数値及び計算式は、それぞれの裏面のほうに記載させていただいておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

以上が議案第3号の御説明でございませう。

続きまして、議案第4号の説明ですが、別冊の令和6年度西秋川衛生組合会計予算書を御覧いただきたいと思います。

まず、予算編成に当たりましては、前年度に引き続きまして、各業務について精査を行って、安全かつ安定したごみ処理及びし尿処理業務を効率的に行うために必要な経費を計上したものでございませう。

それでは、御説明いたします。

初めに1ページを御覧ください。予算総額は、第1条のとおり、歳入歳出それぞれ14億9055万2000円となっております。

次に、予算書2ページ、3ページを御覧ください。こちらは歳入歳出の款、項の総括表となります。

次に、歳入について御説明をいたします。8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。

款01負担金でございませうが、ただいま議案第3号で御説明いたしましたとおり、昨年度と同額でございませうが11億7600万円を予定しております。

右ページ、節の項目は負担金算出基礎が異なることから、ごみ処理及びし尿処理に係る負担金として区分してございませう。

次に、02使用料及び手数料、目01廃棄物処理手数料3489万6000円は、右ページの説明欄01廃棄物処理手数料収入で、個人または許可業者がごみを直接搬入した場合の処理手数料を昨年度までの搬入実績を踏まえて計上したところでございます。

次に、04繰入金、目01施設運営基金繰入金1億8702万円は、右ページの説明欄、02西秋川衛生組合施設運営基金繰入金（ごみ処理）、同じく03（し尿処理）でございます。こちらは先ほど御説明いたしました構成市町村負担金を平準化するために繰り入れるものでございます。

次に、05繰越金、目01繰越金600万円は、右ページの説明欄01ごみ処理経費及び02し尿処理経費の前年度繰越金でございます。

次に、款06諸収入、目01雑入の8660万7000円の主なものは、右ページの説明欄11有価物売却代で、資源物、ペットボトルの売却代で、前年の売却実績を踏まえ計上したところでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。10ページ、11ページをお開きください。

まず、款01議会費、目01組合議会費ですが、議会運営のための経費で、主に議員報酬等について83万8000円を計上しております。

次に、款02総務費、目01組合事務所費1億8667万2000円は、総務事務経費、施設管理経費、職員等の人事管理経費などでございます。

主なものについて、11ページの説明欄により御説明いたします。

初めに説明欄01総務事務経費ですが、主に組合の事務的経費について814万6000円を計上してございます。

1ページめくっていただきまして、13ページ説明欄でございます。02企画計画経費ですが、改定予定の地球温暖化対策実行計画策定支援業務委託料等について、合計で354万3000円を計上しております。

次に、03施設管理経費ですが、主に施設内の緑地管理委託料等について1125万6000円を計上しております。

次に、40一般職人事管理経費ですが、一般職の給料、職員手当、各種負担金等9004万2000円を計上しております。

41再任用職員管理経費ですが、再任用職員の給料、職員手当等913万4000円を計上

しているところでございます。

次に、45地元対策経費ですが、ごみ処理施設及び最終処分場に係る協定に基づきまして地元自治会への交付金と、また地域振興事業としまして、あきる野市におきまして網代橋架け替えに先立ちます撤去工事が予定されていることに伴う負担金など合計で6368万6000円を計上しております。

1ページめくっていただきまして、14ページ、15ページでございます。

款03廃棄物処理費、目01ごみ処理施設管理費6億3930万円は、ごみ処理管理経費、公害防止対策経費などでございます。

主なものについて、15ページの説明欄により御説明いたします。

01ごみ処理管理経費ですが、主にごみ処理施設の運営・維持管理業務、資源化施設の処理業務委託料等につきまして、6億3696万2000円を計上しております。この中で1292ごみ処理施設運営・維持管理業務委託料につきましては、昨年度より5031万3000円の減額をしておるところでございます。熱回収施設の委託でございますが、こちらは施設において設備や機器等の法定点検、定期整備、補修等の更新が昨年度より少ないということで委託料が減額する、このような契約になっていることから、昨年度より減額するものでございます。

次に、02公害防止対策経費ですが、主に施設内の環境調査業務委託料等につきまして233万8000円を計上しております。

次に、目02最終処分場施設管理費7795万6000円は、最終処分場を管理運営するための経費でございます。

15ページを御覧いただきまして、01最終処分処理経費ですが、主に最終処分場の再生事業の運営業務委託料等につきまして3067万2000円を計上しております。

02公害防止対策経費ですが、環境調査業務委託料の経費で最終処分場から発生するガスであるとか、浸出水の処理施設からの処理水等の環境影響調査に係る経費につきまして1803万4000円を計上しているところでございます。

03施設維持管理経費ですが、処分場の水処理施設の修繕料、説明欄は次の17ページにまたがりまして、各種業務委託料につきまして合計で2925万円を計上しております。

引き続き、16ページ、17ページでございますが、目03し尿処理施設管理費1億3706

万5000円は、し尿処理場の管理運営経費でございます。

主なものについて、17ページの説明欄でございますが、01し尿処理管理経費、こちらは処理場の管理経費としまして82万2000円を計上しております。

02公害防止対策経費ですが、し尿処理施設に係る臭気や水質などの分析調査業務等、環境調査業務委託料として241万8000円を計上しております。

03施設維持管理経費ですが、光熱水費や汚泥再生処理センター運転・維持管理包括業務委託等で1億2316万円を計上しております。

40一般職人事管理経費ですが、し尿処理業務に従事する担当職員の人件費960万5000円を計上しております。

続きまして、19ページをめぐっていただきますと、45地元対策経費ですが、主にし尿処理施設に係る協定書及び覚書などによりまして、地元町内会への交付金として106万円を計上しております。

次に款04公債費、目01元金4億3280万9000円は、19ページ説明欄01借入金元金償還経費でございます。最終処分場の遮水シート工事やごみ処理施設整備の事業及び汚泥再生処理センター整備事業に係る財政融資資金及び東京都区市町村振興基金等の借入に伴う元金償還金の経費でございます。

次の目02利子1091万2000円は、19ページ説明欄01借入金利子償還経費で、借入に伴う利子償還経費でございます。

最後に、款05予備費は、ごみ処理施設とし尿処理施設等の緊急時に備え、前年と同額の500万円を計上いたしました。

なお、20ページから27ページは給与費明細、28ページ、29ページは債務負担行為に関する調書、30ページは地方債に関する調書となっております。

以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（窪島 成一議員） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

中村委員。

○6番（中村のりひと議員） 御説明ありがとうございました。

13ページと19ページの地元対策経費のところ当たるかなとは思うのですけれども、それぞれの地元の町内会・自治会と協定を結んでいるというところで、1月1日に

能登半島の地震がありましたけれども、例えば災害のときとかも、なかなか遠くからここに来るといえることはないと思うのですけれども、それぞれの施設において、特段避難所としてももちろんなっているわけではないとは思っているのですけれども、そういったときに受け入れる態勢ですとか、備蓄はないと思うのですけれども、協定の中で結ばれているのか、そういった対応ができるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（窪島 成一議員） 事務局長。

○事務局長（田中 紀秀君） お答えいたします。

予算書に記載してある事項の協定の部分につきましては、特にそのような記載はございません。ただし、こちらの施設につきましては、この間の台風19号とかその辺りもありましたので、また別に災害に係る、正式な名称は戻れば分かるのですけれども、今ちょっと思い出せないのですけれども、そういうものは結んでおまして、近隣の方、こちらに現実何名かいらっしゃいましたけれども、当然この部屋であるとか場所がありますので、そちらのほうは受入れのほうは可能ということで、地元の方々とのお約束がなされているというところでございます。

あとは小川の汚泥再生処理センターなのですけれども、こういう広い部屋が全然なくて、あとは機械設備なんかがほとんど入ってしまっているのです、今のところそういうお話は出たことがなくて、受け入れるにしても場所的にはなかなか難しいのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（窪島 成一議員） 中村議員。

○6番（中村のりひと議員） ありがとうございます。実際に台風19号のときは、地元の管理者の中嶋市長のところで受け入れたというのは、もちろん議会としても聞いておったので、その辺りどうかなというところで確認をさせていただきました。

この施設、常に処理をして、発電もというようなところで、例えば仮にそれぞれの自治体の庁舎であれば、バックアップの電源とかというのはあると思うのですけれども、こういったところもそういったバックアップの電源とかというのはもちろん、ある意味で一番エネルギーを生み出すところで、そういうのは十分にされているとか、一応確認です。お願いします。

○議長（窪島 成一議員） 事務局長。

○事務局長（田中 紀秀君） お答えいたします。

電源に関しましては、通常運営している部分に関しては売っているぐらいですの
で、十分な電源が確保されているというところでございます。ただ、この建物が被災
するぐらいの規模になってしまうと、電源の供給というのは難しい場合もあるとい
うところでございます。

場所は提供させていただいて、あとは市のほうから備蓄品などは持ってきていた
だくということですので、あくまでも場所とせいぜい冷暖房とか、こういうところで
使っていただくというような設備になってございます。

以上でございます。

○議長（窪島 成一議員） 中村議員。

○6番（中村のりひと議員） ありがとうございます。もう一点伺いたいのですけれ
ども、15ページの廃棄物処理費、一般廃棄物処理費のごみ処理施設管理費、説明欄の
01ごみ処理管理経費の1204資源化処理業務委託料の7272万8000円の部分なのですけ
れども、この処理、内容的にはスラグの委託料ということでよろしいのかどうか確認
をさせていただきます。

○事務局長（田中 紀秀君） 1204の資源化処理業務につきましては、熱回収ですけれ
ども、資源化とって、現在、松村ダストさんをお願いして、粗大ごみとかが入ります
ので、例えばペットボトルであるとか、瓶、缶、そういったものを分別して、搬出
までの処理をするというような科目になります。

以上でございます。

○議長（窪島 成一議員） ほかにございますか。

嶋崎議員。

○10番（嶋崎佐有理議員） 御説明ありがとうございます。17ページになります。最終
処分場とし尿処理それぞれの欄で1203消防設備保守点検業務委託料とございますけ
れども、こちらの委託内容が分かりましたら御説明いただけますでしょうか。お願い
します。

○事務局長（田中 紀秀君） お答えいたします。

こちらは通常の建物の消防設備点検と同じくというか、警報であるとか、消火器が
ちゃんとしているとか、いろいろな設備、例えば各庁舎とかもそうだと思いますけ

れども、最終処分場につきましては水処理施設という建物がございます。それから、し尿処理施設にも建物がございますので、通常の防災の設備なんかの点検をお願いしているというような内容でございます。

以上でございます。

○10番（嶋崎佐有理議員） ありがとうございます。その点検はどのぐらいの頻度でされているか分かりますでしょうか。

○事務局長（田中 紀秀君） こちらにつきましては、消防のほうで定めるものが施設によって異なりますので、年に1回だったり、年に3、4回とか、物によって大分変わってくるかと思っておりますので、消防署のほうで定められた正しい点検を事業者により実施していただいているというような委託料になってございます。

以上でございます。

○10番（嶋崎佐有理議員） ありがとうございます。承知いたしました。

○議長（窪島 成一議員） 下向議員。

○7番（下向 辰法議員） 15ページの1201環境調査業務委託料なのですけれども、3点ほどお聞きします。まず、処理水ということでしたけれども、検査品目は何点あるのかということと、年に何度やっているか、それと委託会社ですけれども何社あるのか、その3点をお伺いします。

○議長（窪島 成一議員） 事務局長。

○事務局長（田中 紀秀君） 最終処分場の公害防止対策の経費、調査内容ということでよろしゅうございますか。最終処分場の第1処分場と第2処分場の水質に関する調査・分析というところと、あとは第2処分場の浸出水、こちらの処理水の水質の測定、第2処分場の水質を含む周辺環境の調査、あとはばいじん、振動、悪臭、第1処分場の排出ガス、あとは放射線物質の検査と、このような形になっておりまして、入札等で事業者のほうで、それぞれ業者としましては今のところ5社ぐらい委託をしているところでございます。

○議長（窪島 成一議員） 下向議員、ただいまの回答でよろしいですか。

○7番（下向 辰法議員） なかなか処理水の精度管理というのが難しいのですよね。ですので、なるべくというか、2社なり3社なりやっていただいているのがいいかというふうに思っているのですけれども、この委託会社というのは何年というか、変わ

るということはあるのでしょうか。

○議長（窪島 成一議員） 事務局長。

○事務局長（田中 紀秀君） お答えいたします。

物によっては入札ということもございますので、変わるということですがけれども、今おっしゃったように正確性を期すというところもございますので、物によっては3年間以上は同じ業者にしないであるとか、そういった決め事の中でやってございます。

また、いずれにしても継続的な推移を見るというところも考えの中には入ってございますので、その辺りを含めて随意契約、入札等で契約をしているというところでございます。

以上でございます。

○7番（下向 辰法議員） ありがとうございます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（窪島 成一議員） ほかに御質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（窪島 成一議員） 討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（窪島 成一議員） 討論なしと認めます。

本案2件を一括議題といたしましたが、採決については個別に行います。

これより議案第3号、令和6年度西秋川衛生組合構成市町村負担金についての件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（窪島 成一議員） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号、令和6年度西秋川衛生組合会計予算の件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（窪島 成一議員） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

○議長（窪島 成一議員） 以上をもちまして、令和6年第1回西秋川衛生組合議会定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和6年第1回西秋川衛生組合議会定例会を閉会いたします。御協力、大変ありがとうございました。

午前11時12分 閉議・閉会

————— ◇ —————

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

西秋川衛生組合議会議長 窪 島 成 一

西秋川衛生組合議会議員 中 村のりひと

西秋川衛生組合議会議員 下 向 辰 法